
AMT/NEWSLETTER

Economic Security & International Trade

※本稿は、三菱 UFJ 銀行会員制情報サイト「MUFG BizBuddy」からの転載です。

2022 年 7 月 7 日

制裁下におけるロシア企業との紛争解決手段

弁護士 [小林 英治](#) / 弁護士 [松嶋 希会](#)

概要

2022 年 2 月下旬、ロシアがウクライナに軍事侵攻して以降、欧米諸国や日本による制裁、そしてロシアによる対抗措置により、ロシアビジネスにおける契約の履行が難しくなる場面が相次いでいる。話し合いで解決できなければ、紛争解決手段を利用して解決を図ることになる。本稿では、制裁の応酬という状況下でのロシア企業との紛争解決手段につき、ロシア法の改正・実務状況を紹介する。

1. はじめに

ロシアが 2014 年 3 月にクリミア半島を併合したことを機に、欧米諸国はロシアに対し制裁を発動し、その後、制裁を強化してきている。制裁強化のトリガーは、ロシアによるシリア空爆開始(2015 年)、米大統領選への介入疑惑(2016 年、2020 年)、政府機関や重要企業へのサイバー攻撃疑惑、シリア政府や北朝鮮政府との取引疑惑(2018 年)、化学兵器による暗殺や暗殺未遂の疑惑(2018 年英国、2020 年ロシア)などである。ロシアのウクライナ軍事侵攻は、欧米諸国に、これまで以上に厳格な制裁を発動させることとなった。日本も、2014 年にロシアに対し制裁を発動したが、日本企業のロシア関連事業に大きな影響を与えるものではなかった。しかし今回、日本は、国際平和のための国際的な努力に寄与するとの信念の下、欧米諸国に従い、広範で実質的な制裁措置を矢継ぎ早に出している。これに対し、ロシアも次々と各種の対抗策を講じている状況であり、今も制裁の応酬が続いている。

このような各国の制裁規制を順守するために、また、かかる制裁の応酬下で、契約を履行できなくなったり、契約を終了させなければならなくなった外国企業やロシア企業は少なくない。話し合いにより事態を治められればよいが、そうとも限らない。紛争解決手段に訴える必要が出てくるだろう。

2. 通常時でのロシア企業との紛争解決

日本企業がロシア子会社を通してロシアビジネスを行っている場合、ロシアビジネスに関する取引契約は、紛争解決のた

めに、ロシア法を準拠法にして、ロシアの裁判所やロシアを仲裁地としたロシアの仲裁機関による仲裁を合意していることが多い。

日本本社や欧州統括会社が直接ロシアビジネスを行っている場合、ロシア企業(ロシア系企業)と国際取引契約を締結し、英国法といったロシア以外の国の法律を準拠法として、紛争解決には、ロンドン、ストックホルム、日本を仲裁地とした各地の仲裁機関による仲裁を合意していることが多いだろう。費用対効果の観点から、ロシア裁判所やロシアでの仲裁が合意される場合もある。

2014年のロシアによるクリミア半島併合以降は、ロシアが、ビジネスパートナーとして、ロシアに対し制裁を発動していないアジア諸国を重視するようになり、紛争解決方法でも「アジアシフト」がみられた。つまり、ロンドンやストックホルムでの仲裁から、香港やシンガポールでの仲裁を選択する例が増えていた。

3. 制裁対象であるロシア企業との紛争解決

現在、ロシア外での仲裁が紛争解決方法として合意されていた場合でも、取引相手のロシア企業(ロシア系企業)が制裁対象者である場合、ロシア裁判所で紛争を解決せざるをえない可能性がある。

(1)ロシア商事訴訟法の2020年6月改正

諸外国がロシアに対し制裁を発動してから、制裁対象者が外国仲裁機関に関連費用を送金できない(外国銀行が着金を拒否するか着金した資金を凍結するため)、制裁対象者との取引を懸念して、外国仲裁機関が申し立てを受け付けない、外国法律事務所が代理人を受任しない、仲裁人や証人を引き受ける者がいないなど、制裁対象者がロシア外の外国裁判や外国仲裁手続を利用できないという問題が発生していた。そこでロシアは2020年6月、諸外国の制裁の影響が少ないロシア国内で紛争が解決できるようにする仕組みを導入した。

第一に、外国に制限的性質の措置をとられている者(制裁対象者)は、外国裁判やロシア領域外に所在する国際商事仲裁による紛争解決が合意されていても、かかる合意が履行しえなければ、ロシア商事裁判所に対し、提訴することができる(商事訴訟法284.1条4項)。第二に、制裁対象者は、外国裁判、ロシア連邦領域外に所在する国際商事仲裁において審理手続が開始している場合や、かかる審理手続が将来的に開始される証拠がある場合、ロシア商事裁判所に、外国でのかかる審理手続の開始又は継続の禁止を申し立てることができる(商事訴訟法284.2項)。ただし、この改正は、当事者が、合意されたとおりに外国で裁判や仲裁を行うことを禁止するものではなく、その結果出された外国判決や外国仲裁判断をロシアで執行することを禁止するものでもない(商事訴訟法248.1条5項)。

(2)適用上の問題

ロシア裁判所での審理を認める改正法案は、2019年7月にはロシア議会下院に提出されていたが、ロシアの中央銀行や弁護士会からの否定的な見解もあり、第一読会后、審議は止まっていた。2020年5月下旬、突如、改正意図は維持しつつも改正内容が全く異なる法案が第二読会に提出され、公の議論なく、10日ほどで上院・下院の審議が終了し、改正法案は採択された(2020年6月8日公布、同月19日施行)。改正については、議論がなく、紛争解決の法律専門家が関与していなかったと考えられ、ロシア内外の法律家から、改正の内容・文言に対し批判が出され、適用要件や実効性につき今も不明瞭な点が残っている。

例えば、「制限的性質の措置」とは何か。各国がロシアに対して発動している制裁の内容は多様だが、どんな制裁であってもこの制度が適用されるのか。「ロシア領域外に所在する国際商事仲裁」とは何か。非ロシア仲裁機関による仲裁全般か、仲裁地又は手続地がロシア外の仲裁か。シンガポールの仲裁機関による仲裁で、ロシアを仲裁地として、又は、手続をロシアで行う合意がされていた場合にも適用があるのか。ロシアの仲裁機関による仲裁の手続をロシア外で実施する場合はどうなのか。また、常設の仲裁機関が関与しない、アドホック仲裁が合意されていた場合はどうなるのか。

「合意を履行しえない」場合とは、どのような場合か。この点、ロシア最高裁判所は、2021年末、外国の制裁対象に指定されている事実があれば、送金不可能など合意の履行を妨げる事情を証明する必要はないとの見解を示した(2021年12月9日付最高裁判所決定第A40-167582/2020号事件)。この見解に拘束力はないため、今後の裁判実務で覆される可能性がある。また、例えば、欧米諸国が制裁対象に指定している者につき、制裁を発動していない香港の仲裁機関による香港での仲裁はどうなのか、などに対する答えは、今後の裁判実務を待つ必要がある。

第248.1条 制限的性質の措置が講じられている者が参加する紛争についてのロシア連邦商事裁判所の専属管轄	
1項	紛争の審理は、外国裁判所、ロシア連邦領域外に所在する国際商事仲裁の管轄に属すると定めるロシア連邦の国際協定又は当事者の合意がある場合を除き、以下の紛争は、ロシア連邦の商事裁判所の専属管轄に属する。 1号 外国、国家連合・同盟、及び(又は)、外国又は国家連合・同盟の政府(国際)組織(筆者:以下「外国等」とする。)により制限的性質の措置を講じられている者が参加する紛争 2号 一方当事者がロシアの者又は外国の者で、他方当事者がロシアの者又は外国の者である紛争の事由が、外国等がロシア連邦国民及びロシア法人に関し講じている制限的措置である紛争
2項	本条において、外国等が制限的性質の措置を講じている者とは、以下の者である。 1号 外国等が制限的性質の措置を講じているロシア国民、ロシア法人 2号 外国等が制限的性質の措置を講じている外国法人で、当該措置を講じる事由が、外国等がロシア国民及びロシア法人に関し講じている制限的措置である場合
3項	本条2項の定める者は、以下のことができる。 1号 外国裁判又はロシア連邦領域外に所在する国際商事仲裁の手続において、同一の当事者、同一の対象及び同一の事由の紛争が存在しない場合、自分の所在地又は居住地を管轄するロシア連邦商事裁判所に紛争解決を申し立てる。 2号 本法典第248.2項の定める手続に従い、外国裁判、ロシア連邦領域外に所在する国際商事仲裁において審理手続を開始すること又は継続することを禁止することを申し立てる。
4項	紛争の一方当事者の司法アクセスを妨げる外国等による制限的性質の措置が当該当事者に講じられていることが理由で、紛争の審理が外国裁判所及びロシア連邦領域外に所在する国際商事仲裁の管轄に属するとする当事者の合意が履行しえない場合にも本条の規定は適用される。

5項	本条の規定は、本条2項の定める者の訴えに基づき出された外国判決文は外国仲裁判断、又は、当該者が外国裁判、ロシア連邦領域外に所在する国際商事仲裁による審理に異議を申し立てなかった場合の外国判決又は外国仲裁判断の承認及び執行を妨げない。外国裁判、ロシア連邦領域外に所在する国際商事仲裁において審理手続を開始すること又は継続することを禁止することを訴えなかった場合も同様である。
----	--

4. 制裁対象ではないロシア企業との紛争

取引相手であるロシア企業（ロシア系企業）が制裁対象者でなければ、原則として、契約などで合意した紛争解決方法に従うことになる。ただし、ロシアでは2022年6月10日、非友好国の企業や個人が参加する紛争は、ロシアの通常裁判所又は商事裁判所の専属管轄に属するという法案が議会下院に提出されている（民事訴訟法403条1項4号及び商事訴訟法248条1項6号を追加）。立法趣意書には「ロシア社会に対し展開されているプロパガンダが、法律分野にも広がっており、ロシア法人・ロシア個人が参加する紛争が非友好国の裁判所では客観的で公平に解決されることは不可能と考えられる。」とある。この法案が採択されると、取引相手が制裁対象者でなくとも、ロシアにとって非友好国である日本の企業は、ロシア裁判所で争わざるをえないリスクがある。2022年7月1日現在、下院での審議日程は決まっていない。

5. ロシア裁判所での紛争解決

ロシア側が、ロシア人やロシア法人について外国での公正な裁判を期待できないと考えるなら、逆に、ロシアに非友好国と認定されている日本側も、日本企業がロシア裁判所で争うことに不安があるだろう。

(1) 非友好国企業の請求

そんな不安を一気に高めたのが、原告が非友好国の企業ということを根拠に請求を棄却したロシア裁判所の第一審判決である（2022年3月3日付キーロフ州商事裁判所第一審判決、第A28-11930/2021号事件）。英国会社が、2021年11月、キャラクター「Peppa Pig」などの商標権及び著作権の侵害を理由として、ロシアの個人事業者に対し損害賠償を求めてロシアで提訴したところ、裁判所は、ロシアによるウクライナ侵攻・諸外国による制裁強化の後初めて発出されたロシア大統領令（2022年2月28日付第79号）と、民法の権利濫用の条項（民法10条）を引用し、「ロシア連邦に対する制限措置の発動及び原告の地位（所在地が英国である）を勘案し、裁判所は、原告の行為を権利濫用と評価する。裁判所には、本請求を認める事由がない。」と結論し、英国会社の請求を認めなかった。

このPeppa Pig事件の第一審判決以降、ロシア側当事者が、Peppa Pig事件を引用し、非友好国の企業の請求を棄却するよう求める事件が相次いだ。しかし、ほとんどの裁判において、このような主張は退けられていた。注目のPeppa Pig事件の控訴審の判断も、かかる主張を認めず、第一審判決を取り消して、請求を一部認容（損害賠償額の減額）した（2022年6月27日付第9控訴商事裁判所控訴審判決）。

控訴審判決は、以下のとおり述べている。「ロシア連邦憲法8条2項に基づき、ロシア連邦領域においては、国民及び組織には、知的所有権を含むあらゆる形態の所有権が平等に保証されている。ロシア連邦民法7条1項に基づき、一般的に認められている国際法規定、ロシア連邦が署名している条約は、憲法に従い、ロシア連邦の法制の一部を構成する。」「原告が登記する英国は、上記の国際条約（ベルヌ条約、万国著作権条約、マドリッド協定）の署名国である。」「このように、ロシア連邦領域においては、英国領域に登記する組織を含めて外国組織の知的所有権の平等な保護が保証されている。従っ

て、原告の請求は、民法10条の不誠実な行為とは認定されえない。」

(2)外国制裁に対する裁判所の見解

諸外国の対ロシア制裁は、ロシア内資企業同士の取引にも影響を与え、裁判でも、諸外国制裁を不可抗力と認めて免責がされたり、履行不能が認められたり、又は、それらが争われている。この点、解釈は統一されていないが、少なくとも、諸外国制裁の存在・抗力を前提として契約関係の処理が検討されているところである。しかし、外国企業や外資企業が関与する紛争では、ロシア裁判所は外国制裁に対し別の見解を有しているように考えられる。

ドイツ電機メーカーのロシア子会社がクラスノダール地方のプロジェクトのために納入したガスタービンが、欧州連合（EU）制裁規制に反して最終的にクリミアに納入されたので、ドイツ電機メーカー側が納入契約を取り消したところ、顧客が取り消しの無効を主張し、取り消しの効力が争われた（第A40-171207／2017号事件）。納入契約は、ドイツ電機メーカー側には、制裁による制限により義務履行が難しい場合に契約を履行する義務はないこと、同社ガスタービンはクラスノダール地方の発電所に限り利用されることが合意されていた。第一審判決は、「外国の制裁に従ったロシア法人の主張をロシアにおいて認めることは、ロシアの法秩序・公の秩序に反する」と判示した（2018年1月17日付モスクワ市商事裁判所第一審判決）。

米国インターネット会社が、米国及びEUの制裁対象者であるロシア実業家が支配する会社との契約を解約し、サービスアカウントを停止したことにつき、当該ロシア会社が、米国インターネット会社側（アイルランド法人、米国法人、ロシア法人）を相手に、ロシア裁判所で契約解約及びアカウント停止の無効を争った（第A40-155367／20-12-1029号事件）。規約には、米国インターネット会社に、法律順守を事由としてアカウントを制限したり削除したりする権利が定められていた。

ロシア裁判所は、以下のとおり述べている。「M氏、そして原告に適用される制裁は、米国及びEUの公法上の規定である。つまり、外国政権が、私人の権利及び義務に、各種の公法上の制限を課す指令である。公法は、域外に適用される性質を有さず、そのため、米国やEUの制裁法令は、ロシアの国民及び法人に何らの権利も与えず、義務も課さない。これは、内政や国家主権に対し干渉を認めない基本原理に沿うものである。」「米国及びEUの制裁法令は、公の秩序に反するため、その効果はロシア領域内で適用されてはならず、被告米国法人は、プラットフォーム利用規約に従い、アカウントをブロックする権利は有さず、被告アイルランド法人は、サービス利用特約に基づき契約を停止する権利も終了する権利も有さない。」（2021年4月13日付モスクワ市商事裁判所第一審判決）

M000376-11

（2022年7月4日作成）

以上

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 [小林 英治](mailto:ejji.kobayashi@amt-law.com) (ejji.kobayashi@amt-law.com)
弁護士 [松嶋 希会](mailto:kie.matsushima@amt-law.com) (kie.matsushima@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。